

# あきた

発行所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427

印刷所 秋田市旭北錦町3番50号  
株式会社 三戸印刷所  
電話 018-823-5351

## 目 次

### 規 則

- 秋田市財務規則の一部を改正する規則（第4号）…………… 2
- 秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例施行規則（第5号）…………… 2
- 秋田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第6号）…………… 4

### 上下水道局管理規程

- 秋田市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程（第1号）…………… 4

### 議 会 訓 令

- 秋田市議会議務局処務規程の一部を改正する訓令（第1号）…………… 5

### 教 委 訓 令

- 秋田市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令（第1号）…………… 6

### 告 示

- 市道路線の区域変更および供用開始について（第20号）…………… 6
- 弁明の機会付与と通知書の公示送達について（第21号）…………… 7
- 交付要求書および繰上徴収通知書の公示送達について（第22号）…………… 7
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第23号）…………… 7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第24号）…………… 7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第25号）…………… 7
- 秋田市議会定例会の招集について（第26号）…………… 7
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第27号）…………… 7
- 国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第28号）…………… 8
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第29号）…………… 8
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第30号）…………… 8
- 住民票の職権消除について（第31号）…………… 8
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第32号）…………… 9
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第33号）…………… 9
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第34号）…………… 9
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第35号）…………… 9
- 後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第36号）…………… 9

- 医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定および変更について（第37号）…………… 9
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の廃止について（第38号）…………… 10
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および変更について（第39号）…………… 10
- 指定地域密着型サービス事業者の指定について（第40号）…………… 10
- 指定介護予防サービス事業者の指定について（第41号）…………… 10
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第42号）…………… 10

### 教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第2号）…………… 11
- 教育委員会定例会の招集について（第3号）…………… 11

### 選 管 告 示

- 平成29年 4 月 9 日執行予定の秋田市長選挙における選挙人名簿登録の基準日、登録日および縦覧期間について（第2号）…………… 11
- 平成29年 3 月 2 日執行の雄和土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理人ならびに選挙立会人の選任について（第3号）…………… 11
- 雄和土地改良区総代の任期満了による総選挙について（第4号）…………… 11
- 平成29年 3 月 7 日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理人ならびに選挙立会人の選任について（第5号）…………… 12
- 秋田市旭川筋土地改良区総代の任期満了による総選挙について（第6号）…………… 12
- 平成29年 3 月 1 日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面の縦覧について（第7号）…………… 12

### 旭 選 挙 長 告 示

- 平成29年 3 月 7 日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時について（第1号）…………… 12

### 雄 選 挙 長 告 示

- 平成29年 3 月 2 日雄和土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時について（第1号）…………… 12
- 平成29年 3 月 2 日執行の雄和土地改良区総代総選挙における候補者の届出について（第2号）…………… 13
- 平成29年 3 月 2 日執行の雄和土地改良区総代総選挙の第1選挙区について（第3号）…………… 14
- 平成29年 3 月 2 日執行の雄和土地改良区総代総選挙の第2選挙区について（第4号）…………… 14
- 平成29年 3 月 2 日執行の雄和土地改良区総代総選挙の第3選挙区について（第5号）…………… 14

区について（第5号）……………14

○平成29年3月2日執行の雄和土地改良区総代総選挙の第4選挙区について（第6号）……………15

○平成29年3月2日執行の雄和土地改良区総代総選挙の第5選挙区について（第7号）……………15

○平成29年3月2日執行の雄和土地改良区総代総選挙の第6選挙区について（第8号）……………15

○平成29年3月2日執行の雄和土地改良区総代総選挙における選挙会の場所および日時について（第9号）……………15

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第2号）……………15

上 水 道 局 告 示

○指定給水装置工事事業者の廃止について（第4号）……………15

○指定給水装置工事事業者の廃止について（第5号）……………15

○指定給水装置工事事業者の廃止について（第6号）……………15

○指定給水装置工事事業者の廃止について（第7号）……………16

○指定排水設備工事事業者の廃止について（第8号）……………16

公 告

○建築基準法による道路の指定の廃止について……………16

○秋田市森林整備計画変更計画書の案の縦覧について……………16

○許可した開発行為に関する工事の完了について……………16

○許可した開発行為に関する工事の完了について……………16

○一般競争入札の実施について……………16

○秋田都市計画道路事業の事業計画の図書の写しの縦覧について……………17

○公募型指名競争入札の実施について……………18

○公募型指名競争入札の実施について……………19

○認可地縁団体が所有する不動産の所有権移転登記について……………19

○公募型指名競争入札の実施について……………20

○農用地利用集積計画の策定について……………21

上 水 道 局 公 告

○受益者負担金の賦課対象区域について……………21

規 則

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第4号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2役務費の項中「介護報酬審査支払手数料」の次に「介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払手数料」を加え、同表負担金、補助及び交付金の項中「介護保険事業会計における保険給付費」の次に「および介護予防・日常生活支援総合事業費（介護保険法第115条の45の3第6項の規定に基づき委託されたものに限る。）」を加える。

別表第2役務費の項中「介護報酬審査支払手数料」の次に「介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払手数料」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例施行規則をここに公布する。

平成29年2月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第5号

秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例（平成28年秋田市条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（立入調査）

第3条 条例第5条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第1号）とする。

（勧告）

第4条 条例第6条第2項の規定による勧告は、住宅等の管理不良状態の解消に係る勧告書（様式第2号）により行うものとする。

（措置命令）

第5条 条例第7条第1項の規定による命令（以下「命令」という。）は、住宅等の管理不良状態の解消に係る措置命令書（様式第3号）により行うものとする。

（公表事項）

第6条 条例第8条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 命令を受けた所有者等の氏名および住所（法人にあっては、その名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地）
- (2) 命令に係る住宅等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（公表に対する意見）

第7条 市長は、条例第8条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、意見陳述機会付与通知書（様式第4号）により、命令を受けた所有者等に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、意見陳述書（様式第5号）を市長に提出して意見を述べなければならない。

（審議会の会長および副会長）

第8条 条例第12条第1項に規定する審議会に会長および副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第9条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の幹事)  
 第10条 審議会に幹事若干人を置く。  
 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。  
 3 幹事は、会長の命を受け審議会の事務を処理する。  
 (会長への委任)  
 第11条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。  
 (委任)  
 第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に

定める。  
 附 則  
 (施行期日)  
 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。  
 (審議会の招集)  
 2 この規則の施行後最初に開催される審議会の招集は、第9条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。  
 様式第1号(第3条関係)

(表面)

← 9センチメートル →

第 号

身 分 証 明 書

写真

所 属  
 職 名  
 氏 名  
 生年月日 年 月 日

上記の者は、秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の  
 保全に関する条例（平成28年秋田市条例第62号）第5条第1  
 項の規定により立入調査を行う職員であることを証する。

年 月 日交付  
 秋田市長 印

6センチメートル

(裏面)

秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例  
 抜粋

(立入調査)  
 第5条 市長は、住宅等が管理不良状態にあり、又はそのおそれがある  
 と認めるときは、職員をして当該住宅等に立ち入らせ、必要な調査を  
 させ、又は関係人に質問をさせることができる。

2 前項の規定に基づく立入調査又は質問を行う職員は、その身分を  
 示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しな  
 ければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために  
 認められたものと解釈してはならない。

様式第2号(第4条関係)

第 号  
 年 月 日  
 様  
 秋田市長 印  
 住宅等の管理不良状態の解消に係る勧告書

あなたが する下記住宅等については管理不良状態にあると認められるので、秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例（平成28年秋田市条例第62号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、下記のとおり、当該管理不良状態を解消するために必要な措置を講ずることを勧告します。

なお、下記履行期限までにこの勧告に係る必要な措置を講じなかった場合は、条例第7条の規定による措置命令を行うことがあります。

記  
 1 住宅等の所在地  
 2 必要な措置  
 3 履行期限  
 年 月 日  
 担 当  
 様式第3号(第5条関係)  
 秋田市達第 号  
 令達先住所

氏名

住宅等の管理不良状態の解消に係る措置命令書

あなたが する下記住宅等については、 年 月 日付け 第 号で管理不良状態を解消するために必要な措置を講ずることを勧告したが、いまだに履行されていないので、秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例（平成28年秋田市条例第62号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり必要な措置を講ずることを命ずる。

なお、履行期限までにこの命令に係る必要な措置を講じなかった場合は、条例第8条の規定による公表又は行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定による代執行を行うことがある。

年 月 日

秋田市長 印 記

- 1 住宅等の所在地
- 2 必要な措置
- 3 履行期限

年 月 日

（教示）

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田市を被告として（秋田市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

担 当

様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様  
秋田市長 印

意見陳述機会付与通知書

あなたが する下記住宅等については、 年 月 日付け秋田市達第 号で管理不良状態を解消するために必要な措置を講ずることを命じましたが、いまだに履行されていません。このため、秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例（平成28年秋田市条例第62号）第8条第1項の規定による公表をするに当たり、同条第2項の規定により意見を述べる機会を付与しますので、意見がある場合は、下記により意見陳述書（様式第5号）に意見を記載して提出してください。

記

- 1 住宅等の所在地
- 2 予定される公表事項
- 3 公表の原因となる事実
- 4 意見陳述書の提出先

5 意見陳述書の提出期限  
年 月 日

担 当

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

意見陳述書

（宛先）秋田市長

提出者 住所  
氏名 印  
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名〕

秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例（平成28年秋田市条例第62号）第8条第2項の規定により、次のとおり意見を述べます。

住宅等の所在地	
公表の原因となる事実についての意見	
証拠書類等の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載しきれない場合は、別紙に記載し、添付すること。
- 2 証拠書類等がある場合は、添付すること。

秋田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年2月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第6号

秋田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

秋田市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年秋田市条例第41号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成29年5月30日とする。

上下水道局管理規程

秋田市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年2月3日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹



## 秋田市上下水道局管理規程第1号

秋田市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局文書取扱規程（平成26年秋田市上下水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「文書の施行および発送」を「文書の発送等」に改める。  
第2条に次の1号を加える。

(8) 文書管理システム 電子計算機を利用して文書の收受、起案、決裁、保存、引き続き保存（秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）第5条第5項の規定により、保存期間が満了した公文書ファイル等を引き続き保存することをいう。）、廃棄等の事務処理を行う情報処理システムをいう。  
第3条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

文書は、原則として文書管理システムにより取り扱うものとする。

第9条中「特殊文書件名簿により」を「文書管理システムに必要事項を記録し、」に改める。

第11条第1項中「次により收受しなければ」を「收受するとともに、当該文書の余白に收受印を押印し、文書管理システムに必要事項を記録しなければ」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「一定の帳簿により」を「それぞれ複数を1件にまとめて」に改める。

第12条中「前条第1項第3号に規定する」を「前条第1項の」に改める。

第13条第1項中「当該電磁的記録を紙に出力し」を「文書管理システムに当該電磁的記録および必要事項を記録し」に改め、同条第2項を削る。

第15条第3項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、特殊な取扱いを要する文書については、この限りでない。

第15条第4項中「施行する」を「処理する」に改め、同条に次の1項を加える。

5 文書記号の前には、元号の頭文字および当該年度の数を付するものとする。

第17条中「起案文書は、」の次に「文書管理システム又は紙による」を加え、同条ただし書中「軽易な事案に係る」の次に「場合であって、紙により起案する」を加え、同条第2号中「記載する」を「記録する」に改め、同条第4号中「施行に」を「発送等に」に改め、「起案様式の施行上の取扱いの欄に」を削り、「記載する」を「記録する」に改める。

第18条中「起案様式」を「文書管理システムおよび起案様式」に、「記載しなければ」を「記録しなければ」に改める。

「第4章 文書の施行および発送」を「第4章 文書の発送等」に改める。

第21条中「施行を」を「発送等を」に改め、「、決裁の年月日を記入し」を削り、「施行の」を「発送等の」に改める。

第23条中「施行する」を「発送等を行う」に改め、同条第1号中「（平成24年秋田市条例第58号）」を削る。

第28条の見出しを「（起案様式等の様式）」に改め、同条中「文書件名簿」を「起案様式」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規程は、平成29年2月6日から施行する。  
（経過措置）
- 改正後の秋田市上下水道局文書取扱規程の規定はこの規程の施行の日以後に收受され、又は起案される文書について適用し、

同日前に收受され、又は起案された文書については、なお従前の例による。

## 議 会 訓 令

## 秋田市議会訓令第1号

秋田市議会事務局

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年2月6日

秋田市議会議長 渡 辺 正 宏

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

秋田市議会事務局処務規程（昭和53年秋田市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条総務課の項第3号中「配付」を「配布」に改め、同条議事課の項中第11号を第12号とし、第2号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 文書の収発および保存に関すること。

第6条の見出しを「（文書の配布および收受）」に改め、同条第1項中「うえ、文書件名簿に必要事項を記載し、当該文書の余白に別表に定める收受印を押印し」を「上」に、「配付する」を「配布する」に改め、同項ただし書中「名あて人に配付する」を「名宛人に配布する」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「事務局」を「受信した課」に、「当該電磁的記録を紙に出力し、総務課において、文書件名簿に必要事項を記載し、出力した紙の余白に別表に定める收受印を押印し、主管課に配付する」を「文書管理システムに当該電磁的記録および必要事項を記録し、これを收受しなければならない」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により配布された文書および持参その他特別な理由により課において直接受け取った文書は、直ちに收受するとともに、当該文書の余白に別表に定める收受印を押印し、文書管理システムに必要事項を記録するものとする。

第6条第4項中「配付する」を「配布する」に改める。

第7条中「特殊文書配布簿により配付する」を「、文書管理システムに必要事項を記録し、配布する」に改める。

第8条第1項中「議第号」とし、文書番号は会計年度による一連番号とする。この場合において、事案が完結するまで收受および発送を通じて同一番号を用いるものとし、過年度に属する文書番号を用いるときは、文書記号の前に文書番号所属の年度の数字を付するを「、総務課長が指定した記号を用いる」に改め、同条第2項中「施行する」を「処理する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 特殊文書は、文書記号の後に「特」の文字を付するものとする。

3 文書番号は、会計年度による一連番号とする。ただし、特殊な取扱いを要する文書については、この限りでない。

第8条に次の1項を加える。

5 文書記号の前には、元号の頭文字および当該年度の数を付するものとする。

第10条の見出し中「配付文書」を「配布文書」に改め、同条中「配付」を「配布」に改め、「、文書の処理について上司の決裁を受け」を削る。

第11条第1項中「起案は、」の次に「文書管理システム又は紙

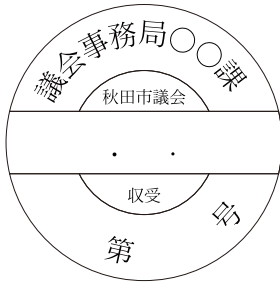
による」を加え、同項ただし書中「事案に」の次に「係る場合であって、紙により起案するものに」を加え、「付せん」を「付箋」に改め、同条第2項中「記載する」を「記録する」に改め、同条第3項中「施行に」を「発送等に」に改め、「起案様式の施行上の取扱いの欄に」を削り、「記載する」を「記録する」に改める。

第14条の見出し中「取り扱い」を「取扱い」に改め、同条中「決裁の年月日を記入し、」を「浄書し、決裁済文書との照合を受けた上で、」に、「施行」を「発送等」に改める。

第16条中「施行する」を「発送等を行う」に改める。

別表中「第16条関係」を「第6条、第16条関係」に改め、収受印を次のように改める。

収受印



附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年2月6日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市議会議事事務局処務規程の規定は、この訓令の施行の日以後に収受され、又は起案される文書について適用し、同日前に収受され、又は起案された文書については、なお従前の例による。

## 教 委 訓 令

秋田市教委訓令第1号

教 育 委 員 会

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	旧新	路線名	区 域	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	手形若葉町1号線	秋田市手形字西谷地86番3地先 秋田市手形字西谷地103番2地先	336.8	4.4 ~ 6.2
	新	手形若葉町1号線	秋田市手形字西谷地86番3地先 秋田市手形字西谷地103番2地先	336.8	6.2 ~ 8.0
市道	旧	手形若葉町3号線	秋田市手形字西谷地40番6地先 秋田市手形字西谷地5番1地先	336.5	4.2 ~ 5.3
	新	手形若葉町3号線	秋田市手形字西谷地40番6地先 秋田市手形字西谷地5番1地先	336.5	4.2 ~ 6.0
市道	旧	手形若葉町6号線	秋田市手形字西谷地64番1地先 秋田市手形字西谷地97番5地先	110.7	3.6 ~ 4.0
	新	手形若葉町6号線	秋田市手形字西谷地64番1地先 秋田市手形字西谷地97番5地先	110.7	4.0 ~ 4.0

2 区域変更および供用開始の期日

平成29年2月1日

3 縦覧期間

関係各所  
秋田市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年2月3日

秋田市教育委員会

委員長 野 口 かおり

秋田市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

秋田市教育委員会文書取扱規程（平成26年秋田市教委訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「特殊文書件名簿により」を「文書管理システムに必要事項を記録し、」に改める。

第8条中「起案様式」を「文書管理システムおよび起案様式」に、「記載しなければ」を「記録しなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年2月6日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市教育委員会文書取扱規程の規定は、この訓令の施行の日以後に収受され、又は起案される文書について適用し、同日前に収受され、又は起案された文書については、なお従前の例による。

## 告 示

秋田市告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月1日

秋田市長 穂 積 志

平成29年2月1日から同月20日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

**秋田市告示第21号**

次の弁明の機会付与通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、秋田市行政手続条例（平成7年条例第44号）第27条の規定により公示送達する。

なお、当該弁明の機会付与通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年2月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
弁明の機会付与通知書
- 3 弁明書の提出先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市市民生活部国保年金課収納推進室収納担当
- 4 弁明書の提出期限  
平成29年3月3日

**秋田市告示第22号**

次の交付要求書および繰上徴収通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、交付要求書および繰上徴収通知書は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年2月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
住所 秋田市広面字蓮沼76番地-603号  
氏名 佐藤 秀明
- 2 送達する書類  
交付要求書 2通  
繰上徴収通知書 1通

**秋田市告示第23号**

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばきを次のとおり指定したので、告示する。

平成29年2月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者  
住所 秋田市広面字広面17番地  
名称 有限会社 酒の福屋  
氏名 代表取締役 福 島 順 一
- 2 売りさばき所の所在地  
秋田市広面字樋口116番地1
- 3 売りさばき所の名称  
ファミリーマート秋田中央インター通り店酒の福屋

**秋田市告示第24号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成29年2月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
大部町内会
- 2 認可年月日  
平成10年6月22日
- 3 変更があった事項およびその内容  
(1) 事務所の所在地  
変更前 秋田市河辺諸井字大部358番地5  
変更後 秋田市河辺諸井字大部357番地2  
(2) 代表者の氏名及び住所  
変更前 鈴木 邦 夫  
秋田市河辺諸井字大部358番地5  
変更後 長谷部 和 昭  
秋田市河辺諸井字大部357番地2
- 4 変更年月日  
平成29年1月8日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

**秋田市告示第25号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成29年2月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
高野自治会
- 2 認可年月日  
平成5年7月7日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 伊 藤 芳 磨  
秋田市雄和相川字高野11番地  
変更後 皆 川 公  
秋田市雄和相川字高野147番地5
- 4 変更年月日  
平成29年1月27日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

**秋田市告示第26号**

平成29年2月14日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

平成29年2月7日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市告示第27号**

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成29年2月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等  
(1) 放置されていた場所および台数  
ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台
- ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日  
平成29年1月5日から同月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

- ア 時間  
午前10時から午後7時まで

- イ 場所  
秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)  
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成29年2月23日から同年8月23日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766  
秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第28号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年2月10日  
秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類  
平成26年度、平成27年度および平成28年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第29号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。  
平成29年2月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
神内町内会
- 2 認可年月日  
平成9年12月22日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所

- 変更前 熊谷 廣和  
秋田市河辺神内字太田面42番地
- 変更後 鶴田 一成  
秋田市河辺神内字坂ノ下50番地

- 4 変更年月日  
平成29年1月3日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第30号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。  
平成29年2月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
上八田町内会
- 2 認可年月日  
平成17年8月24日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所

変更年月日	変更後	変更前
平成25年1月20日	永井 安雄 秋田市太平八田字館ヶ沢154番地	永井 英夫 秋田市太平八田字上八田7番地
平成29年1月22日	佐藤 忠昭 秋田市太平八田字館ヶ沢72番地6	永井 安雄 秋田市太平八田字館ヶ沢154番地

- 4 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第31号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年2月16日  
秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市新藤田字高梨台173番地	木内 久夫
秋田市旭南一丁目18番10号 田宮アパート	石田 稔
秋田市榎山愛宕下11番40号 コーポ青葉1号	酒井 榮一
秋田市土崎港北五丁目3番52号	鎌田 長久
秋田市手形新栄町6番3号	西方キミ子
秋田市広面字家ノ下43番地2 コーポ102 3号	畠山 千吉

(教示)

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、秋田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田市を被告として(秋田市長が被告の代表となりま



す。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

秋田市告示第32号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成29年2月16日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

担当する医療の種類: 薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	更新年月日
156	山王たいよう薬局	秋田山王五丁目10番28号	株式会社奥羽エステート 代表取締役 塩田 斎	平成29年3月1日

秋田市告示第33号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成29年2月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
秋田市下新城笠岡自治会
- 2 認可年月日  
平成15年4月22日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 宇佐美 雅 生  
秋田市下新城笠岡字笠岡182番地1  
変更後 藤 原 孝 春  
秋田市下新城笠岡字堰場203番地

- 4 変更年月日  
平成29年2月5日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第34号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成29年2月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
山根町内会
- 2 認可年月日  
平成22年2月15日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 佐々木 正  
秋田市河辺高岡字川原田151番地  
変更後 長谷部 登

秋田市河辺諸井字山根24番地

- 4 変更年月日  
平成29年1月8日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第35号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年2月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別  
別紙(省略)のとおり

秋田市告示第36号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年2月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類  
平成28年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第37号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成29年2月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定年月日
工 藤 正 樹	工藤鍼灸整骨院	秋田市土崎港中央一丁目5番22号	平成29年2月1日

中 村 陽	あけぼの治療院	秋田市將軍野東一丁目2番32号	平成29年2月1日
-------	---------	-----------------	-----------

2 変更

施術所の名称	変更事項(名称)		変更年月日
	変更前	変更後	
訪問マッサージちあふる	ふれあい心のサービス 秋田東営業所	訪問マッサージちあふる	平成28年12月8日

秋田市告示第38号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条および第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成29年2月21日

秋田市長 穂 積 志

廃止

名称	所在地	廃止年月日
つばき穴戸眼科	秋田市中通三丁目3番1号	平成29年1月31日

秋田市告示第39号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成29年2月21日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名称	所在地	指定年月日
福祉用具べんざいてん	秋田市外旭川八幡田一丁目11番37号外旭川八幡田テナント2階201号室	平成29年1月15日
機能維持特化型デイサービスケアライフゆり	秋田市牛島東五丁目1番13号	平成29年2月15日

2 変更

名称	変更事項(所在地・その他)		変更年月日
	変更前	変更後	
あいご	秋田市広面字樋ノ下25番地2コーポ伊藤5号 018-853-1878	秋田市広面字赤沼37番地2 018-893-6881	平成29年1月16日

秋田市告示第40号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示する。

平成29年2月21日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
合同会社 ケアライフゆり	機能維持特化型デイサービスケアライフゆり	秋田市牛島東五丁目1番13号	平成29年2月15日	地域密着型通所介護

秋田市告示第41号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の2第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により告示する。

平成29年2月21日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
合同会社 ケアライフゆり	機能維持特化型デイサービスケアライフゆり	秋田市牛島東五丁目1番13号	平成29年2月15日	介護予防通所介護

秋田市告示第42号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成29年2月24日

秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称  
岩城町内会
- 認可年月日  
平成24年10月12日
- 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 伊藤 秀 晴  
秋田市下新城岩城字上向148番地  
変更後 佐藤 務  
秋田市下新城岩城字榎ノ木40番地4
- 変更年月日  
平成29年2月5日
- 変更の理由  
役員改選による。

# 教 委 告 示

## 秋田市教委告示第 2 号

平成29年 2 月 9 日午後 4 時15分秋田市役所 5 階会議室 5 - A に教育委員会定例会を招集する。

平成29年 2 月 7 日

秋田市教育委員会  
委員長 野 口 かおり

付議案件

秋田市教育ビジョンを策定する件

## 秋田市教委告示第 3 号

平成29年 3 月 2 日午後 5 時秋田市役所 5 階会議室 5 - A に教育委員会定例会を招集する。

平成29年 2 月27日

秋田市教育委員会  
委員長 野 口 かおり

付議案件

教職員人事異動に関する件

# 選 管 告 示

## 秋市選管告示第 2 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第 2 項および第23条第 1 項の規定に基づき、平成29年 4 月 9 日執行予定の秋田市長選挙における選挙人名簿登録の基準日、登録日および縦覧期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第 2 項の規定により告示する。

平成29年 2 月22日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

1 基準日

平成29年 4 月 1 日（ただし年齢については同年 4 月10日）

2 登録日

平成29年 4 月 1 日

3 縦覧期間

平成29年 4 月 2 日

## 秋市選管告示第 3 号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第 8 条第 1 項、第 3 項および第 5 項の規定に基づき、平成29年 3 月 2 日執行の雄和土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理人ならびに選挙立会人を次のとおり選任したので、同令第 8 条第 7 項の規定によりその住所および氏名を告示する。

平成29年 2 月22日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

平成29年 3 月 2 日執行予定  
雄和土地改良区総代総選挙  
選挙長・同職務代理人・選挙立会人一覧表

選挙区	区 分	住 所	氏 名
第 1 選挙区	選挙長	秋田市雄和新波字樋口25番地 1	佐々木 了
	職務代理人	秋田市雄和新波字竹ノ花14番地	種 村 宣 大
	選挙立会人	秋田市雄和新波字清水木120番地	佐 藤 優 一
	選挙立会人	秋田市御野場五丁目13番 1 号	鈴 木 力 雄
第 2 選挙区	選挙長	秋田市雄和左手字前谷地128番地	佐々木 良 英
	職務代理人	秋田市雄和向野字前開45番地	浅 野 和 善
	選挙立会人	秋田市雄和向野字前開27番地	長谷部 一 男
	選挙立会人	秋田市雄和向野字前開34番地	浅 野 健 一
第 3 選挙区	選挙長	秋田市雄和繋字曾根58番地	工 藤 忠兵衛
	職務代理人	秋田市雄和繋字上繋20番地	工 藤 勉
	選挙立会人	秋田市雄和繋字宿133番地 2	斉 藤 勝 利
	選挙立会人	秋田市雄和繋字宿83番地	斎 藤 盛 又
第 4 選挙区	選挙長	秋田市雄和神ヶ村字助沢92番地	佐 藤 登
	職務代理人	秋田市雄和神ヶ村字上開28番地	菅 野 一 吉
	選挙立会人	秋田市雄和神ヶ村字上開183番地	福 原 昭 夫
	選挙立会人	秋田市雄和神ヶ村字西脇43番地	佐々木 一 男
第 5 選挙区	選挙長	秋田市雄和碓田字梵天野103番地	那 須 新 一
	職務代理人	秋田市雄和碓田字中村73番地 2	那 須 吉 久
	選挙立会人	秋田市雄和碓田字クネソエ96番地	那 須 満 郎
	選挙立会人	秋田市雄和碓田字中村 8 番地	那 須 安 治
第 6 選挙区	選挙長	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢39番地 1	京 極 進
	職務代理人	秋田市雄和萱ヶ沢字館ノ腰149番地	京 極 藤 美
	選挙立会人	秋田市雄和萱ヶ沢字トnten347番地 2	佐々木 正 夫
	選挙立会人	秋田市雄和萱ヶ沢字館ノ腰89番地	加 藤 高

## 秋市選管告示第 4 号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第 6 条第 1 項の規

定に基づき、雄和土地改良区総代の任期満了による総選挙を次のとおり行うことと定めたので、同条第3項および第4項の規定により告示する。

平成29年2月22日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

- 1 選挙の期日  
平成29年3月2日
- 2 投票の時間  
午前9時から午後3時まで
- 3 選挙区および選挙すべき総代の数
  - 第1選挙区 7人
  - 第2選挙区 4人
  - 第3選挙区 4人
  - 第4選挙区 6人
  - 第5選挙区 3人
  - 第6選挙区 6人

秋市選管告示第5号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第1項、第3項および第5項の規定に基づき、平成29年3月7日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理人ならびに選挙立会人を次のとおり選任したので、同令第8条第7項の規定によりその住所および氏名を告示する。

平成29年2月22日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

平成29年3月7日執行予定 旭川筋土地改良区総代総選挙  
選挙長・同職務代理人・選挙立会人一覧表

選挙区	区 分	住 所	氏 名
第 1 選挙区	選挙長	秋田市外旭川字前谷地 72番地	佐 藤 登
	職 務 代理人	秋田市外旭川字家ノ前 279番地	佐 藤 勲
	選 挙 立会人	秋田市外旭川字梶ノ目 124番地	佐 藤 清 廣
	選 挙 立会人	秋田市外旭川八幡田一 丁目11番32号	児 玉 勉
第 2 選挙区	選挙長	秋田市泉三嶽根6番5 号	高 橋 清 一
	職 務 代理人	秋田市広面字二ツ屋14 番地	佐々木 秀 直
	選 挙 立会人	秋田市添川字添川136 番地	米 塚 一 成
	選 挙 立会人	秋田市外旭川字八幡田 414番地	佐 藤 公 一

秋市選管告示第6号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条第1項の規定に基づき、秋田市旭川筋土地改良区総代の任期満了による総選挙を次のとおり行うことと定めたので、同条第3項および第4項の規定により告示する。

平成29年2月22日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

- 1 選挙の期日  
平成29年3月7日
- 2 投票の時間  
午前9時から午後3時まで
- 3 選挙区および選挙すべき総代の数
  - 第1選挙区 19人
  - 第2選挙区 13人

秋市選管告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定に基づき、平成29年3月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年2月28日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

- 1 期間  
平成29年3月3日から同月7日まで
- 2 場所  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間  
午前8時30分から午後5時まで

旭選挙長告示

旭選挙長告示第1号

平成29年3月7日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成29年2月22日

秋田市旭川筋土地改良区総代総選挙  
第1選挙区選挙長 佐 藤 登  
第2選挙区選挙長 高 橋 清 一

- 1 場所  
秋田市泉東町2番10号  
秋田市旭川筋土地改良区事務所
- 2 日時  
平成29年2月28日 午前8時30分から午後5時まで  
平成29年3月1日 午前8時30分から午後5時まで

雄選挙長告示

雄選挙長告示第1号

平成29年3月2日執行の雄和土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成29年2月22日

雄和土地改良区総代総選挙  
第1選挙区選挙長 佐々木 了  
第2選挙区選挙長 佐々木 良 英  
第3選挙区選挙長 工 藤 忠 兵 衛  
第4選挙区選挙長 佐 藤 登



第5選挙区選挙長 那 須 新 一  
 第6選挙区選挙長 京 極 進

1 場所  
 秋田市雄和新波字本屋敷1番地1  
 新あきた農業協同組合大正寺販売所

2 日時  
 平成29年2月23日および同月24日  
 午前8時30分から午後5時まで

---

雄選挙長告示第2号  
 土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の3第1項

の規定に基づき、平成29年3月2日執行の雄和土地改良区総代総選挙における候補者の届出があったので、同条の3第4項の規定により告示する。

平成29年2月24日

雄和土地改良区総代総選挙

第1選挙区選挙長 佐々木 了  
 第2選挙区選挙長 佐々木 良英  
 第3選挙区選挙長 工藤 忠兵衛  
 第4選挙区選挙長 佐藤 登  
 第5選挙区選挙長 那 須 新 一  
 第6選挙区選挙長 京 極 進

第1選挙区

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成29年2月23日	岡部 広	男	秋田県秋田市雄和新波字新町165番地	昭和26年4月5日	農 業
2	平成29年2月23日	齊藤 一夫	男	秋田県秋田市雄和新波字新町77番地	昭和39年1月30日	農 業
3	平成29年2月23日	齊藤 健一	男	秋田県秋田市雄和新波字新町104番地	昭和43年3月6日	農 業
4	平成29年2月23日	工藤 泰嗣	男	秋田県秋田市雄和新波字清水木80番地1	昭和23年3月2日	農 業
5	平成29年2月23日	岡部 賢一	男	秋田県秋田市雄和新波字新町120番地	昭和22年4月10日	農 業
6	平成29年2月23日	工藤 宗一	男	秋田県秋田市雄和新波字清水木121番地	昭和23年11月21日	農 業
7	平成29年2月23日	横田 定和	男	秋田県秋田市雄和新波字大巻189番地	昭和26年5月27日	農 業

第2選挙区

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成29年2月23日	浅野 正樹	男	秋田県秋田市雄和向野字前開31番地	昭和40年9月25日	農 業
2	平成29年2月23日	浅野 春夫	男	秋田県秋田市雄和向野字前開40番地	昭和27年3月27日	農 業
3	平成29年2月23日	池田 孝輝	男	秋田県秋田市雄和向野字源藤太郎185番地2	昭和43年2月13日	農 業
4	平成29年2月23日	那 須 直仁	男	秋田県秋田市雄和向野字前開30番地	昭和34年2月4日	農 業

第3選挙区

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成29年2月23日	鈴木 到	男	秋田県秋田市雄和繫字上繫1番地	昭和42年10月8日	農 業
2	平成29年2月23日	工藤 重仁	男	秋田県秋田市雄和繫字曾根19番地	昭和36年2月25日	農 業
3	平成29年2月23日	工藤 博	男	秋田県秋田市雄和繫字宿114番地	昭和24年2月21日	農 業
4	平成29年2月23日	齊藤 善彦	男	秋田県秋田市雄和繫字上田面32番地	昭和27年1月1日	農 業

第 4 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成29年 2月23日	菅 野 俊 夫	男	秋田県秋田市雄和神ヶ村字窪102番地	昭和21年 8月28日	農 業
2	平成29年 2月23日	鈴 木 祐 喜	男	秋田県秋田市雄和神ヶ村字西又18番地	昭和37年 1月15日	農林業
3	平成29年 2月23日	齊 藤 安 孝	男	秋田県秋田市雄和神ヶ村字才東33番地	昭和34年 7月30日	農 業
4	平成29年 2月23日	藤 原 正 俊	男	秋田県秋田市雄和神ヶ村字大橋223番地	昭和32年 1月22日	会社員
5	平成29年 2月23日	佐々木 慎 也	男	秋田県秋田市雄和神ヶ村字上開91番地	昭和30年 2月10日	農 業
6	平成29年 2月23日	佐々木 俊 紀	男	秋田県秋田市雄和神ヶ村字西脇 3 番地	昭和29年 3月 8日	団体職員

第 5 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成29年 2月23日	那 須 浩 司	男	秋田県秋田市雄和碓田字梵天野58番地 2	昭和32年 1月 2日	農 業
2	平成29年 2月23日	那 須 博	男	秋田県秋田市雄和碓田字中村77番地	昭和30年 7月15日	農 業
3	平成29年 2月23日	那 須 勝 彦	男	秋田県秋田市雄和碓田字宮ノ前60番地	昭和29年 3月15日	農 業

第 6 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成29年 2月23日	工 藤 芳 雄	男	秋田県秋田市雄和萱ヶ沢字船ヶ沢 1 番地 2	昭和32年 3月 5日	農 業
2	平成29年 2月23日	工 藤 三 男	男	秋田県秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢56番地	昭和23年10月17日	農 業
3	平成29年 2月23日	工 藤 健 郎	男	秋田県秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢42番地	昭和34年 2月16日	農 業
4	平成29年 2月23日	佐々木 俊 郎	男	秋田県秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢37番地	昭和30年10月25日	農 業
5	平成29年 2月23日	齊 藤 良 春	男	秋田県秋田市雄和萱ヶ沢字真木屋11番地	昭和25年 1月25日	農 業
6	平成29年 2月23日	佐々木 強	男	秋田県秋田市雄和萱ヶ沢字二タノ沢40番地	昭和25年 8月23日	農 業

雄選挙長告示第 3 号

平成29年 3月 2日執行の雄和土地改良区総代総選挙について、  
第 1 選挙区において届出のあった候補者が 7人で、選挙すべき総  
代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令  
(昭和24年政令第295号)第18条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成29年 2月27日

雄和土地改良区総代総選挙

第 1 選挙区選挙長 佐々木 了

雄選挙長告示第 4 号

平成29年 3月 2日執行の雄和土地改良区総代総選挙について、  
第 2 選挙区において届出のあった候補者が 4人で、選挙すべき総

代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令  
(昭和24年政令第295号)第18条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成29年 2月27日

雄和土地改良区総代総選挙

第 2 選挙区選挙長 佐々木 良 英

雄選挙長告示第 5 号

平成29年 3月 2日執行の雄和土地改良区総代総選挙について、  
第 3 選挙区において届出のあった候補者が 4人で、選挙すべき総  
代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令  
(昭和24年政令第295号)第18条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成29年 2月27日

雄和土地改良区総代総選挙

第3選挙区選挙長 工 藤 忠 兵 衛

雄選挙長告示第6号

平成29年3月2日執行の雄和土地改良区総代総選挙について、第4選挙区において届出のあった候補者が6人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成29年2月27日

雄和土地改良区総代総選挙

第4選挙区選挙長 佐 藤 登

雄選挙長告示第7号

平成29年3月2日執行の雄和土地改良区総代総選挙について、第5選挙区において届出のあった候補者が3人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成29年2月27日

雄和土地改良区総代総選挙

第5選挙区選挙長 那 須 新 一

雄選挙長告示第8号

平成29年3月2日執行の雄和土地改良区総代総選挙について、第6選挙区において届出のあった候補者が6人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成29年2月27日

雄和土地改良区総代総選挙

第6選挙区選挙長 京 極 進

雄選挙長告示第9号

平成29年3月2日執行の雄和土地改良区総代総選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成29年2月27日

雄和土地改良区総代総選挙

第1選挙区選挙長 佐々木 了

第2選挙区選挙長 佐々木 良 英

第3選挙区選挙長 工 藤 忠 兵 衛

第4選挙区選挙長 佐 藤 登

第5選挙区選挙長 那 須 新 一

第6選挙区選挙長 京 極 進

1 場所

秋田市雄和新波字本屋敷1番地1  
新あきた農業協同組合大正寺販売所

2 日時

平成29年3月3日 午後2時から

農 委 告 示

秋田市農委告示第2号

平成29年2月15日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成29年2月8日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（3件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 3 農用地利用集積計画（平成28年度第11号）に関する件
- 4 秋田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の選任に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第4号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成29年2月2日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
佐々木水道	佐々木 勇	秋田市河辺北野田高屋字畑ノ沢40番地1

2 廃止年月日

平成29年1月30日

秋田市上下水道局告示第5号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成29年2月2日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
藤岡工業	藤岡 四郎	秋田市飯島緑丘町3番4号

2 廃止年月日

平成29年1月31日

秋田市上下水道局告示第6号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成29年2月17日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
エムサン施設有限公司	村上 春志	由利本荘市鳥海町伏見字山添60番地1

2 廃止年月日

平成29年2月10日

秋田市上下水道局告示第7号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成29年 2月27日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
株式会社雄和興業	齊藤 一志	秋田市雄和平沢字舟津田78番地1

2 廃止年月日

平成28年12月31日

秋田市上下水道局告示第8号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成29年 2月27日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社雄和興業	齊藤 一志	秋田市雄和平沢字舟津田78番地1

2 廃止年月日

平成28年12月31日

公 告

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定により次のとおり公告する。

平成29年 2月 2日

秋田市長 穂 積 志

1 指定番号

S50-025

2 廃止する指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

3 廃止の年月日

平成29年 2月 2日

4 廃止する指定道路の位置

秋田市広面字谷地田34番5、34番6、34番7、34番8、34番10、34番12、35番2、35番4および35番6

5 廃止する指定道路の延長および幅員

延長 53.70メートル

幅員 6.00メートル

秋田市公告

森林法（昭和26年 6月26日法律第249号）第10条の6第2項の規定により秋田市森林整備計画を変更するため、同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、秋田市森林整備計画変更計画書の案を縦覧に供する。

なお、同条第2項の規定により秋田市森林整備計画変更計画書の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに秋田市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成29年 2月 3日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

秋田市森林整備計画変更計画書の案

2 縦覧期間

平成29年 2月 3日から同年 3月 2日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧時間

午前 8時30分から午後 5時15分まで

4 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所産業振興部農地森林整備課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成29年 1月30日付け秋田市指令第238号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成29年 2月 9日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市河辺和田字上野6番地

渡部 寿棋

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市河辺松濶字小川原10番2、10番4および10番5

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成28年10月31日付け秋田市指令第4503号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成29年 2月 9日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市八橋南二丁目1番6号

住広ホーム株式会社

代表取締役 渡辺 広悦

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市山手台三丁目18番1および141番

秋田市公告

市有物件の売払について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成29年 2月10日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示



	所在地	地目	地積	最低入札価格
1	(土地) 秋田市土崎港中央六丁目195番12 (建物) 鉄筋コンクリート造3階建住宅	宅地	1,365.25㎡	20,000,000円
			1,113.07㎡ (延床面積) 合計	4,590,000円 (税込) 24,590,000円
2	秋田市将軍野南五丁目33番437他1筆	宅地	250.36㎡	8,312,000円
3	秋田市将軍野南五丁目33番1124	宅地	70.65㎡	1,611,000円
4	秋田市新屋北浜町262番2他3筆	原野・雑種地	15,091.50㎡	115,450,000円
5	秋田市新屋元町641番1	宅地	603.87㎡	10,085,000円
6	秋田市河辺和田字岡村5番2他1筆	宅地・雑種地	345.09㎡	3,079,000円

物件1の土地については、隣接使用者の給水館およびガス管が敷設されているが、現状による引渡しとする。なお、移設については協議中であることから、詳細は財産管理活用課へ確認すること。

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団並びに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者でその事案があった後2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - エ 上記のアからウまでのいずれかに該当する事案があった後2年を経過していない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市職員研修棟 2階第1研修室
- (2) 入札 平成29年3月10日（金）午前10時  
(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)
- (3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に振り替えることができる。
- (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金（契約金額の100分の10以上で入札保証金充当分を差し引く。）を納めなければならない。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金

契約者は、契約締結後14日以内に売払代金（契約保証金充当分を差し引く。）を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 売払物件の説明日時および場所

- (1) 秋田市土崎港中央六丁目195番12  
鉄筋コンクリート造3階建住宅  
ア 日 時 平成29年3月3日（金）午前9時30分から  
イ 集合場所 現 地
- (2) 秋田市将軍野南五丁目33番437他1筆  
ア 日 時 平成29年3月3日（金）午前10時30分から  
イ 集合場所 現 地
- (3) 秋田市将軍野南五丁目33番1124  
ア 日 時 平成29年3月3日（金）午前10時30分から  
イ 集合場所 現 地
- (4) 秋田市新屋北浜町262番2他3筆  
ア 日 時 平成29年3月3日（金）午前11時から  
イ 集合場所 現 地
- (5) 秋田市新屋元町641番1  
ア 日 時 平成29年3月3日（金）午前11時30分から  
イ 集合場所 現 地
- (6) 秋田市河辺和田字岡村5番2他1筆  
ア 日 時 平成29年3月3日（金）午前1時30分から  
イ 集合場所 現 地

秋田市公告

国土交通省東北地方整備局長より、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による秋田都市計画道路事業の事業計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年2月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画事業の種類および名称  
秋田都市計画道路事業 3・4・29号 秋田環状線
- 2 都市計画の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

## 秋田市公告

次のとおり修繕に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成29年2月16日

秋田市長 穂 積 志

### 1 入札に付する事項

#### (1) 入札に付する業務は次のとおりとする。

##### ア 業務名

土崎図書館高圧受電ケーブル劣化・張替  
(別紙設計書(省略)のとおり)

##### イ 履行場所および履行期間

履行場所 秋田市立土崎図書館  
秋田市土崎港中央6丁目16番30号  
履行期間 平成29年3月31日(金)まで

#### (2) 次のすべてを満たすことを入札参加要件とする。

- ア 秋田市内に本社、支社又は営業所等を有していること。
- イ 秋田市の建築工事登録業者のうち電気工事として登録を受けていること。
- ウ 第一種電気工事士の資格を有する従業員を雇用していること。
- エ 過去2年間に市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有すること。
- オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

### 2 入札に関する事項

#### (1) 日時

平成29年2月27日(月) 午後1時30分

#### (2) 場所

秋田市土崎港中央6丁目16番30号  
秋田市立土崎図書館 研修室

#### (3) 入札保証金および契約保証金

免除

#### (4) 契約日

落札が決定した日から平成29年3月3日(金)まで

#### (5) 注意事項

- ア 入札会場への入場者は、会場の都合上、1社2名以内とする。
- イ 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、参加すること。
- ウ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とする。
- エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- オ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじ

により落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

### 3 入札参加申込みに関する事項

#### (1) 入札参加希望者は、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

##### ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)

様式については、土崎図書館のホームページから入手してください。

##### イ 納税証明書の原本又は写し

(ア) 消費税および地方消費税(税務署で、「未納税額のない証明用(その3)」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人営業の者は、平成27年度個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた平成27年度固定資産税

※ 法人市民税は、直近の事業年度のもの

※ 固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの

※ (イ)および(ウ)については、各納付書の写しでも可

※ 個人営業の者で個人市民税が非課税の場合は、非課税証明書

##### ウ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)の原本又は写し

※ 個人営業の者は、住民票

#### (2) 同一の入札について、代表者が同一人となっている業者が一緒にした入札は無効とするので、代表者が同一人となっている複数の業者は、同一の案件に参加申込みすることはできない。

#### (3) 申込書等の受付

##### ア 受付期間

平成29年2月16日(木)から同月22日(水)まで(土曜および日曜日を含む。)

##### イ 受付時間

午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。

##### ウ 受付場所

秋田市立土崎図書館(秋田市土崎港中央6丁目16番30号)

##### エ 提出方法

土崎図書館のホームページから申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、受付場所へ持参すること(郵送および電送によるものは受け付けない。)

### 4 指名に関する事項

#### ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知する。

#### イ 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

#### ウ 上記アおよびイの通知については、平成29年2月24日(金)にFAXで通知する。

### 5 その他

#### ア 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

#### イ 提出された書類は返却しない。

#### ウ 申込書の提出に関する問合せ先

秋田市立土崎図書館(電話 845-0572)

## 秋田市公告

次のとおり修繕に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成29年2月16日

秋田市長 穂 積 志

## 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は次のとおりとする。

## ア 業務名

土崎図書館フェンス改修  
(別紙設計書(省略)のとおり)

## イ 履行場所および履行期間

履行場所 秋田市立土崎図書館  
秋田市土崎港中央6丁目16番30号

履行期間 平成29年3月31日(金)まで

(2) 次のすべてを満たすことを入札参加要件とする。

ア 秋田市内に本社、支社又は営業所等を有していること。

イ 秋田市の建築工事登録者のうち一般土木工事として登録を受けていること。

ウ 過去2年間に市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有すること。

エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

オ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

## 2 入札に関する事項

(1) 日時

平成29年2月27日(月) 午後2時30分

(2) 場所

秋田市土崎港中央6丁目16番30号  
秋田市立土崎図書館 研修室

(3) 入札保証金および契約保証金

免除

(4) 契約日

落札が決定した日から平成29年3月3日(金)まで

(5) 注意事項

ア 入札会場への入場者は、会場の都合上、1社2名以内とする。

イ 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、参加すること。

ウ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とする。

エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

オ 落札者となるべき同値の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の

印を押印すること。

## 3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札参加希望者は、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)

様式については、土崎図書館のホームページから入手してください。

イ 納税証明書の原本又は写し

(ア) 消費税および地方消費税(税務署で、「未納税額のない証明用(その3)」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人営業の者は、平成27年度個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた平成27年度固定資産税

※ 法人市民税は、直近の事業年度のもの

※ 固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの

※ (イ)および(ウ)については、各納付書の写しでも可

※ 個人営業の者で個人市民税が非課税の場合は、非課税証明書

ウ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)の原本又は写し

※ 個人営業の者は、住民票

(2) 同一の入札について、代表者が同一人となっている業者と一緒にした入札は無効とするので、代表者が同一人となっている複数の業者は、同一の案件に参加申込みすることはできない。

(3) 申込書等の受付

ア 受付期間

平成29年2月16日(木)から同月22日(水)まで(土曜および日曜日を含む。)

イ 受付時間

午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。

ウ 受付場所

秋田市立土崎図書館(秋田市土崎港中央6丁目16番30号)

エ 提出方法

土崎図書館のホームページから申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、受付場所へ持参すること(郵送および電送によるものは受け付けない。)

## 4 指名に関する事項

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知する。

イ 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

ウ 上記アおよびイの通知については、平成29年2月24日(金)にFAXで通知する。

## 5 その他

ア 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 申込書の提出に関する問合せ先

秋田市立土崎図書館(電話 845-0572)

## 秋田市公告

平成29年2月2日付けで認可地縁団体である新波自治会から地方自治法(昭和22年法律第67条)第260条の38第1項の規定に基

つき、所有する不動産について所有権の移転登記に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年2月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 名称  
新波自治会
- 2 区域  
秋田市雄和新波字山崎、字清水木、字大巻、字袋野、字大袋、字寺沢、字樋口、字竹ノ花、字本屋敷、字新町、字志開、字志田野および字下野
- 3 主たる事務所  
秋田市雄和新波字新町276番地1
- 4 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地 目	面 積	所 在 地
原 野	2,528㎡	秋田市雄和新波字山崎51番1
原 野	710㎡	秋田市雄和新波字碓り132番1
原 野	1,107㎡	秋田市雄和新波字大巻186番
原 野	1,325㎡	秋田市雄和新波字大巻271番2

- (2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称および住所

別紙（省略）のとおり

- 5 申請事項に関し異議を述べることができる者  
申請不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人もしくはその相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者
- 6 異議を述べることができる期間  
平成29年2月22日から同年5月31日まで
- 7 異議を述べる方法  
地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29条）第22条の3第2項の規定による申出書および関係書類を秋田市市民生活部生活総務課に提出することによる。

秋田市公告

次のとおり修繕に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成29年2月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
  - (1) 入札に付する業務は次のとおりとする。
    - ア 業務名  
土崎図書館フェンス改修  
(別紙設計書（省略）のとおり)
    - イ 履行場所および履行期間  
履行場所 秋田市立土崎図書館  
秋田市土崎港中央6丁目16番30号  
履行期間 平成29年3月31日(金)まで
  - (2) 次のすべてを満たすことを入札参加要件とする。
    - ア 秋田市内に本社、支社又は営業所等を有していること。
    - イ 秋田市の建築工事登録業者のうち一般土木工事、建築一式工事又は造園工事のいずれかとして登録を受けている者であること。
    - ウ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績

を有する者であること、又は金融機関との保証契約をして、その写しを提出できる者であること。

- エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- オ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 日時  
平成29年3月6日(月) 午後10時30分
- (2) 場所  
秋田市土崎港中央6丁目16番30号  
秋田市立土崎図書館 研修室
- (3) 入札保証金および契約保証金  
免除
- (4) 契約日  
落札が決定した日から平成29年3月10日(金)まで
- (5) 注意事項

- ア 入札会場への入場者は、会場の都合上、1社2名以内とする。
- イ 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、参加すること。
- ウ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

- エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- オ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。
- カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
  - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）  
様式については、土崎図書館のホームページから入手すること。
  - イ 納税証明書の原本又は写し
    - (ア) 消費税および地方消費税（税務署で、「未納税額のない証明用（その3）」の発行を受けること。）
    - (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は、平成27年度個人市民税）
    - (ウ) 秋田市に納めた平成27年度固定資産税
  - ※法人市民税は、直近の事業年度のもの
  - ※固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの
  - ※(イ)および(ウ)については、各納付書の写しでも可
  - ※個人営業の者で個人市民税が非課税の場合は、非課税証明書
- ウ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明



書又は現在事項全部証明書)の原本又は写し

※個人営業の者は、住民票

- (2) 同一の入札について、代表者が同一人となっている業者と一緒にした入札は無効とするので、代表者が同一人となっている複数の業者は、同一の案件に参加申込みすることはできない。

- (3) 申込書等の受付

ア 受付期間

平成29年2月24日(金)から同年3月2日(木)まで(土曜および日曜日を含む。)

イ 受付時間

午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。

ウ 受付場所

秋田市立土崎図書館(秋田市土崎港中央6丁目16番30号)

エ 提出方法

土崎図書館のホームページから申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、受付場所へ持参すること。(郵送および電送によるものは受け付けない。)

- 4 指名に関する事項

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知する。

イ 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

ウ 上記アおよびイの通知については、平成29年3月3日(金)にFAXで通知する。

- 5 その他

ア 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 申込書の提出に関する問合せ先

秋田市立土崎図書館(電話 845-0572)

#### 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(平成28年度第11号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

- 2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

- 3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号

本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

### 上下水道局公告

#### 秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和51年秋田市条例第19号)第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成29年2月1日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹  
賦課対象区域

河辺神内字坂ノ下、新屋町田尻沢、豊岩石田坂字鎌塚(別添図面(省略)に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの)

